

お知らせ

6年度特別区民税・都民税(住民税) 納税通知書をお送りします

普通徴収(納付書または口座振替での納付)のかたと、年金からの特別徴収(引き落とし)のかたは、6月10日頃にお送りします。給与からの特別徴収のかたには、5月中旬頃に勤務先を通して通知します。

なお、3月16日以降に申告書を提出されたかたは、年度当初の個人住民税額・各種保険料などの算定に、住民税申告や所得税確定申告の内容の反映が間に合わない場合があります。順次反映を行い、変更がある場合、通知をお送りします。

6年度の主な改正点については、区役所(コード①)をご覧いただけます。



個人住民税の定額減税について

税制改正により、6年度分の個人住民税は、定額減税(特別控除)が適用されます。申請などの手続きは不要です。

納税者本人の特別控除額は、下表の通りです。特別控除額が、個人住民税の所得割を超える場合は、所得割額を限度とします。詳細は区役所(コード②)をご覧ください。



対象納税者本人の合計所得金額が1,805万円以下(給与所得のみのかたは給与収入が2,000万円以下)のかた
※住民税非課税、住民税均等割・森林環境税(国税)のみ課税のかたを除く

対象	特別控除額
納税者本人	1万円
控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く)	1人当たり1万円

問 税務課課税第一～三係(☎5722-9820、㈹5722-9324)

お知らせ

民間賃貸住宅家賃の一部を助成します

区内に安心して住み続けられるよう、家賃の一部を助成します。6年からオンライン申請の受け付けを開始します。資格要件など詳細は、募集案内書(配布場所は下記参照)、または区役所(コード③・④)をご覧くださいか、お問い合わせください。

③



高齢者世帯等居住継続家賃助成(コード③)

対象(①～④のいずれか)	内容	募集数
高齢者世帯 ①65歳以上の一人暮らしの世帯 ②全員が60歳以上で、65歳以上のかたを含む世帯	家賃が1人世帯11万円、2人世帯12万円、3人以上世帯14万円以下の民間賃貸住宅に居住する世帯に、家賃の20%(上限あり)を最長6年間助成	90世帯(抽選)
障害者世帯 ③身体障害者手帳(1～4級)、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳(有効期限内のいずれかを持つかたがいる世帯) ④精神障害による障害年金受給者がいる世帯		

④



ファミリー世帯家賃助成(コード④)

対象	内容	募集数
18歳未満の子を扶養し、かつ同居している世帯	家賃が5～18万円の民間賃貸住宅に居住する世帯に、月額2万円を最長3年間助成	170世帯(抽選)

申区役所(コード③・④)、または募集案内(6月3日から総合庁舎本館6階住宅課、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センターで配布)に添付の申請書などを、6月3～28日(必着)に、住宅課居住支援係(〒153-8573目黒区役所(住所不要))へ郵送・持参

問 住宅課居住支援係(☎5722-9878、㈹5722-9325)



TOGO MURANO's ARCHITECTURE



建築家 村野藤吾氏

独自の作風で300を超える個性豊かな建築を設計し、1984年、93歳で亡くなるまで数々の賞を受賞した、日本を代表する近代建築の第一人者

村野藤吾の建築
目黒区総合庁舎

vol. 7 四季を表す8つのトップライト

エントランスホールに光を差すトップライト

南口エントランスホールの白い天井には、8つのトップライト(明かり取り窓)があります。見上げるとその内側には、四季を抽象的に表現したガラスモザイクがあしらわれています。これは当時、新進気鋭のモザイク・フレスコ作家・作野旦平が制作した作品です。

竣工当時のエントランスホール内の照明は、かなり抑えられており、左右の地窓とトップライトによる自然光、トップライト周りの間接照明、わずかな天井照明、ガラスブロック照明のみでした。村野は、5.45mの高い天井の空間全体を引き締め、大理石面を照らす光から、歩を進めるごとに印象を変化させる効果を考えていたのではないでしょうか。



日本を代表する建築家・村野藤吾氏の作品の一つとして知られている総合庁舎の魅力を紹介していくシリーズ。

問 総務課庁舎管理係(☎5722-6107、㈹5722-9315)

